## 令和 4 年度 第 206 回佐用町農業委員会会議録

令和 4 年 7 月 20 日，午後 1 時 30 分 佐用町役場本館 3 階 にて召集した。
1．出席者は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 安本 隆己 | 6 番 | 福田 範康 |
| 7 番 竹内 辰已 | 8 番 間嶋 義弘 | 9 番 | 松岡 英雄 |
| 10 番 福原 正幸 | 11 番 金谷 隆志 |  |  |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．欠席委員は次のとおりです。

| 12 番 花井 義信 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．委員及び傍聴人を除くほか，議場に出席した者の氏名は次のとおりです。
農地利用最適化推進委員 吉田 将光•横山 隆夫•梅本 正見•䕃山 哲博•高本 耕作•藤田 修•淡路 剛•柿本 美満夫•谷口 茂博事務局長 井土 達也 ，書記 押田 晃英•波戸 雄太

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
（4）議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の申請について
（5）議案第3号 非農地証明書の交付申請について
（6）議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
（7）議案第5号 佐用町農業委員会会長の互選について

5．会議の顛末は次のとおりです。
事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。本日，新たな会長 を選出いただきますが，議案の最後とさせていただいておりますので，本日の進行については山本職務代理に最後までお願いしたいと思います。それでは職務代理からご挨拶をお願いします。
議 長（山本職務代理）皆様こんにちは。暑くなりましたね。本日は議案の最後に新たな会長を選出いただきますのでよろしくお願いします。それではただいまから，佐用

町農業委員会第206回7月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 1 名 です。したがってただいまの出席委員は11名でありますので，農業委員会等に関 する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に，佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきま す。10番の福原委員と 11 番の金谷委員にお願いいたします。それでは，ただいま から議事に入ります。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和 4 年 7 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者山本孝行」
（報告第 1 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局より報告がありましたこの案件につきまして，何かご意見，質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは報告第1号の案件につきましては承認されました。次に，議案第1号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 7 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」 5 件の申請がありました。
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番から 3 番の案件につきまして，大谷委員より説明願います。

4 番（大谷委員）議席番号 4 番の大谷です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 1 ページから 4 ページになります。現地確認は，7月7日 10 時 30 分より，事務局の押田さん波戸さん，譲受人父親の さん，譲渡人親戚の さん，農業委員大谷の計 5 名で行いました。申請地の所在は佐用町庵です。国道 373 号線を平福から県道上三河•平福線を桑野方面へ約 1.2 km ほど行った下庵の集落内になります。申請の経緯について説明します。譲渡人の さんは，市在住でご家族も 市に本拠を構えておられます。平成 26 年に一人暮らし のお父さんをなくされて，不動産の全てを相続されました。勤め先の定年後には こちらへ帰る予定でしたがすでに 74 歳で体調も悪く，住宅も空き家バンクに登録 されて手放すこととなりました。山林は佐用町に寄付，農地は，できれば庵自治会のどなたかに譲りうけて貰いたいと以前から相談を受けていました。申請地は 1筆で畑 2 枚，佐用町庵 ，，農用地外，登記簿は畑，現況も畑， $651 \mathrm{~m}^{2}$ です。

譲受人の さんは住宅の目の前にある申請地を長年にわたって除草等の管理をしてこられました。引き続き管理をしたいと話がまとまりました。 3 条許可基準に関する事項ですが，まず 1 号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作しているため問題ありません。また， 2 号は個人であるため問題ありません。 3号については信託でないため問題ありません。 4 号の農作業常時要件については本人は年間 50 日従事，父は年間 150 日従事，母は年間 50 日従事で問題ありません。 5 号の下限面積については，取得後の面積が水稲 $2093 \mathrm{~m}^{2}$ ，野菜 $1239 \mathrm{~m}^{2}$ ，果樹 436 $\mathrm{m}^{2}$ であわせて $3768 \mathrm{~m}^{2}$ となるため問題ありません。 6 号についても，登記簿のとお り問題ありません。 7 号の地域調和要件ですが，集落の慣例に従って農作業や作付 けを行うとのことで問題ありません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。
続いて，議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 5 ページから
波戸さん，譲受人の さん，農業委員大谷の計 4 名で行いました。申請地 の所在は佐用町庵です。国道 373 号線を平福から県道上三河•平福線を桑野方面 へ約 1 km ほど行った下庵の民家が見えてきたところの県道に沿った東側になりま す。申請の経緯について説明します。本案件の経緯も議案第 1 号番号 1 と同じく して譲渡人は さんです。譲受人の さんは親戚筋にあたり，現在 にいたるまで申請地の管理をされていましたのでどうしても さんに譲りたい と，また，【さんも経営の規模を拡大させたいとのことで合意いたしました。申請地は 3 筆で佐用町庵 ，【，いで，いずれも農振地内，登記 は田，現況も田，面積は合計で $4050 \mathrm{~m}^{2}$ です。 3 条許可基準に関する事項ですが， まず 1 号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作しているため問題あり ません。また，2号は個人であるため問題ありません。 3 号については信託でない ため問題ありません。 4 号の農作業常時要件については本人は年間 250 日従事，奥さんは年間 150 日従事，】さんは役場農林振興課 OB で大型機械等一式保有 されています。庵地区の農業のリーダーでありますので全く問題ありません。 5 号 の下限面積については，取得後は水稲 $11418 \mathrm{~m}^{2}$ ，野菜 $250 \mathrm{~m}^{2}$ ，果樹 $928 \mathrm{~m}^{2}$ で全く問題ありません。6号についても，登記簿のとおり問題ありません。 7 号の地域調和要件ですが，集落の慣例に従って農作業や作付けを行うとのことで問題ありま せん。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので， ご審議のほどよろしくお願いします。
続いて，議案第 1 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 11 ページから 15 ページになります。現地確認は，7月7日 11 時 15 分より，事務局の押田さん波戸さん，代理人の 事務所行政書士の $\square$ さん， さん，農業委員大谷の計 5 名で行いました。申請地の所在は佐用町延吉です。申請書位置図のとお り国道 373 号線の延吉から江川の豊福をつなぐ新田坂を 500 m ほど登った町道の

西側になります。申請地は 2 筆で，佐用町延吉農用地内，登記は田，現況は畑， $679 \mathrm{~m}^{2}$ と，佐用町延吉 ，，農用地外，登記は畑，現況も畑， $303 \mathrm{~m}^{2}$ で，あわせて $982 \mathrm{~m}^{2}$ です。申請の経緯について説明します。譲渡人の さ んは佐用町延吉に在住で 65 歳，会社員検校ですが事情で申請農地の管理が不可能 となりました。そこで，申請農地のすぐ隣にお住まいの さんに相談し，無償贈与ということで話がまとまりました。 さ さんは経営の規模拡大というこ とで水稲 $679 \mathrm{~m}^{2}$ と果樹 $303 \mathrm{~m}^{2}$ を計画されています。 3 条許可基準に関する事項で すが，まず 1 号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作しているため問題ありません。また，2号は個人であるため問題ありません。3号については信託 でないため問題ありません。4号の農作業常時要件については本人は年間200日従事，農業の経験 50 年で大型機械等一式保有されています。また，弟を農業に誘 われています。 5 号の下限面積については，取得後は水稲 $5365 \mathrm{~m}^{2}$ ，野菜 $320 \mathrm{~m}^{2}$ ，果樹 $303 \mathrm{~m}^{2}$ で問題ありません。6号についても，登記簿のとおり問題ありません。 7 号の地域調和要件ですが，農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加，農道•水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの順守，獣害被害対策への協力を行いますと一筆いただいております。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。

長 審議に入ります。審議については 1 件ずつ行います。 1 番の案件につきまして何か ご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に， 2 番の案件につきまし て，何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて 3 番の案件につきま して何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。続いて， 4 番の案件につきま して，古川委員より説明願います。
13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 1 号 4 番の案件について説明いたします。資料は16ページからになります。現地確認は，7月8日15時30分より，事務局 の押田さん波戸さん，申請人の さん，私の計 4 名で行いました。申請地は資

料にありますように，上津中学校登校坂，校門前を右に曲がった約 30 m 先にあり ます。申請の経緯は，譲渡人の さんは 在住で，空き家となっていた家を空き家バンクに農地とセットで登録されていたところ，譲受人の さんが購入 され，その際付帯していた農地も名義変更するため今回の申請にいたりました。 さんは今までは今回の物件のそばの家を借りて農業をされていたのですが，今回の空き家バンクに登録された家が最適と考え，購入され，住民票も届けられ ています。許可おり次第手続きをとり，今後も農業に取り組んでいきたいとのこ とで，営農計画書も出ております。以上を踏まえまして，本案件については許可 が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。

議

議
全
議 長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。続いて， 5 番の案件につきま して，金谷委員より説明を願います。
11 番（金谷委員）議席番号 11 番の金谷です。議案第1号4番の案件について説明いたします。資料は 20 ページ 23 ページです。現地確認は，7月12日 10 時 00 分より，事務局押田さん，波戸さん，譲受人の】さん，私の 4 名で行いました。申請地は国道 179 号線の祇園橋信号を左へ道なりに 50 m ほど行った譲受人の家の裏になります。申請の経緯は，譲渡人は 市に居住しており，農地の管理もままならず，10年前くらいから譲受人に管理してもらつており，今回の譲渡に至りました。3条許可基準に関する事項ですが，1号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作し ているため問題ありません。また，2号は個人であるため問題ありません。3号に ついては信託でないため問題ありません。 4 号の農作業常時要件については年間 180 日で問題ありません。 5 号の下限面積については，取得後は $4019 \mathrm{~m}^{2}$ で問題あ りません。6号についても，登記簿のとおり問題ありません。 7 号の地域調和要件 ですが，地元の農作業等の出役にも参加しており問題ありません。以上を踏まえ まして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろ しくお願いします。
長 審議に入ります。 5 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全
員 はい。
長 それでは 5 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定について 農

地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積（ $1 \mathrm{~m}^{2}$ ）の指定について，下記農地の申請があったので審議を求める。令和 4 年 7 月 20 日提出 佐用町農業委員会会長職務代理者 山本孝行」 1 件の申請がありました。
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
議
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，古川委員より説明願います。
13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 24 ページからになります。現地確認については，7月8日 16 時から，事務局の押田さん，波戸さん，商工観光課の大永さんと私の計 4 名で行いました。申請場所は資料にありますように，国道 179 号線林崎集落の道路沿いに空き家バ ンク登録の】さん宅があり，家の横と裏に申請希望の農地が 5 筆あります。申請の経緯ですが，申請人の さんは 市在住で，今まで で住んでおられ たお兄さんが亡くなられ，空き家となった家屋を佐用町の空き家バンクに登録す るにあたり，家の周囲にある農地も空き家とセットで売買したいとのことで今回 の申請にいたりました。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であ ると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります。 1 番の案件について何かご意見，ご質問等ございませんか。
福田委員 資料の位置図について，企業名が入っています。農業委員会の公式な資料には そういったものは載せないこととなっておりますので，受け付ける際に事務局 で指導したり，修正するようにしてください。
事務局 わかりました。
議 長 ほかにご意見等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので， 1 番の案件につきましては別段の面積を $1 \mathrm{~m}^{2}$ と決定してよろしいですか。
全 員 はい。
議 それ長 それでは 1 番の案件につきましては別段の面積を $1 \mathrm{~m}^{2}$ と決定されました。次に，議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局 より説明願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和 4 年 7 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」 4 件の申請がありました。
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番と 2 番の案件につきまして，大谷委員より説明願います。
4 番（大谷委員）議席番号 4 番の大谷です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 35 ページから 44 ページになります。現地確認については， 7 月 7 日 10 時

15 分より，事務局の押田さん，波戸さん，親戚の さん，隣接地権者の さん，農業委員の大谷の 5 名で行いました。申請地の所在は，佐用町庵です。国道 373 号線を平福から県道上三河•平福線を桑野方面へ約 1 km ほど行った下庵の民家が見えてきたところの県道から西側の山すそ及び山腹になります。申請 の経緯については，申請人の提出されました始末書の朗読によりご理解いただけ たらと思います。（資料 41 ページの始末書朗読）土地の地目変更登記に必要なた め非農地証明願いを提出されました。現地の状況は，資料 42 から 44 ページのと おり，すでに山林及び竹林となっています。本件は，非農地証明の審査基準 3（2） の農地に復元することは条件が非常に困難な場合にあてはまります。また，隣接 する土地の所有者の明細から同意，及び自治会長•農会長の同意書，証明書も得 ております。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えま すのでご審議のほどよろしくお願いします。

続いて議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 45 ページから 50 ページになります。現地確認については，7月7日10時45分より，事務局の押田さん，波戸さん，親戚の さん，隣接地権者の さん，代理人の事務所 さん，さん，農業委員の大谷の 7 名で行いました。申請地の所在は，佐用町庵です。国道 373 号線を平福から県道上三河•平福線を桑野方面へ約 $1.2 \mathrm{k} \mathrm{mほど彳亍亍った下}$ 庵の集落内，申請者の宅地内になります。申請の経緯につ いては，これも申請人の提出されました始末書の朗読によりご理解いただけたら と思います。（資料 49 ページの始末書朗読）空き家バンクに登録するため，土地 の地目変更登記に必要なため非農地証明願いを提出されました。現況は，資料50 ページの写真のとおり，建物敷地内の庭となっています。本件は，非農地証明の審査基準 3（2）の農地に復元することは条件が非常に困難な場合にあてはまりま す。また，隣接する土地の所有者の明細から同意，及び自治会長•農会長の同意書，証明書も得ております。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当 であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。

長 審議に入ります。審議については 1 件ずつ行います。 1 番の案件につきまして，何 かご意見，ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に， 2 番の案件につきまし て，何かご意見，ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて， 3 番と 4 番の案件に

つきまして，金谷委員より説明願います。
11 番（金谷委員）議席番号 11 番の金谷です。議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 51 ページから 57 ページになります。現地確認については，7月12日 9 時 30 分より，事務局の押田さん，波戸さん，代理人の 事務所の】さん，私の 4 名 で行いました。申請場所は，国道 179 号線の祇園橋の信号から東へ 300 m ほど行 った左側になります。申請の経緯は，住宅の建て替えをしようとしたところ，現地の地目が畑であることが判明し，今回の申請となりました。現地の状況は，昭和 38 年ごろより の敷地と一体利用されており，宅地の状態です。本件は，農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。隣接地明細，本人の同意，自治会長の同意書と証明書もあります。以上を踏まえ まして，本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろし くお願いします。
続いて，議案第 3 号 4 番の案件について説明いたします。資料は 58 ページから 65 ページになります。現地確認については，7月 12 日 13 時 30 分より，事務局 の押田さん，波戸さん，申請人の さん，私の 4 名で行いました。申請場所は，国道 179 号線から味わいの里方面に入り，日岡八幡神社を過ぎて乃井野集落に入 り， 100 m ほど行って左側に入ったつきあたりになります。申請の経緯は，申請人 は 市に在住しており，管理に困っていたところ，古民家再生プロジェクトの話があり，家屋と申請地を譲り渡す話がまとまり，登記地目変更のため申請にな りました。現地の状況は，写真のとおり竹林，雑草が生い茂っています。本件は，農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。隣接地明細，本人の同意，自治会長の同意書と証明書もあります。以上を踏まえ まして，本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろし くお願いします。
議 長 審議に入ります。審議については 1 件ずつ行います。 3 番の案件につきまして，何 かご意見，ご質問等ございませんか。
福田委員 資料の 55 ページに始末書が添付されていますが，一度事務局で読み上げてみてく ださい。
事 務 局（資料読み上げ）
福田委員 通常，始末書というのは申し訳ありませんといったお詫びの文章が入っています が，この始末書には入っていません。誤字もあるし，始末書に値するものになっ ていないように思います。事務局で受け付ける際に，そういったことも確認して厳しい態度で受け付けてもらいたいと思います。
議 長 事務局の方で今後しつかり確認をお願いします。
事務局はい。
議 長 ほかにご意見等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。次に，4番の案件につきまし て，何かご意見，ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議
長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたし ます。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 7 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」
（議案第5号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見，質疑ございませんか。
福田委員 さんの法人への経営移譲とのことですが，担い手奨励金の受給に問題は発生 しませんか。
事 務 局 合意解約日を7月31日としており，担い手奨励金の基準日である 7 月 1 日時点で は さんに集積されているため問題ありません。
福田委員 合意解約の面積と一括方式の面積が合っていませんが，事務局の方でそういった ところも確認をお願いします。
議 長 ほかにご意見等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは議案第 4 号については原案通り決定されました。続いて，議案第 5 号「佐用町農業委員会会長の互選について」を議題といたします。事務局より説明を願 います。
事 務 局 議案第 5 号「佐用町農業委員会会長の互選について 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長を選出する。令和 4 年 7 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」
議 長 先月の委員会でお伝えしていたとおり，前会長の腰前委員のご逝去に伴い，新た な会長を選出いたします。会長は農業委員の互選で選出することとなっておりま すが，慣例どおり互選の方法として他薦にて選出することを提案しますが，ご意見等ございますか。

## （意見なし）

議 長 それでは，他薦にて選出をすすめさせていただきますが，私の意見としては，長年にわたり農業委員および最適化推進委員として貢献され，幅広い地域で担い手 として活躍されている福田委員が経験や見識もお持ちであり最適ではないかと考 えておりますがいかがでしょうか。
古川委員 福田委員はいろんな情報を収集されていますし，はつきりと意見も申し上げてお られるので適任だと思います。
議 長 福田委員，いかがでしょうか。
福田委員 前会長は十何年も農業委員に従事されていた方なので，そういった方にかわり会長を引き受けるのは非常に恐縮です。近年は，会長の選出方法も変わってきてい ます。以前は選挙の形で選出しており，選挙管理委員会まで関わっていました。 そういったこともあり，ものすごく大変な仕事だという思いがあります。1期前の ときにそれが大きく変わり，選出の方法も簡易になりました。
先月の合同会議で説明があった件で，とても荷が重いと感じています。4月1日か ら始まっていることなのに説明があったのも 6 月 20 日だった。本来なら 4 月まで に説明があって当然。今後続けていけるか不安もあるし，次の委員のなり手がい るか，という思いもあり，重責を感じている。6月20日の説明を受けたあとでそ らいら思いもあるし，事務局が前任から 3 名とも変わってしまったということも ある。前会長が厳しい人だったので勤まるかわからないが，皆さんが手伝ってく れるのであれば。
議 長 みなさんで協力しながら，福田委員にぜひお願いしたいと思いますが，みなさん，福田委員を会長に選出することについて賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
福田委員 みなさんにご指導をいただきながら精一杯つとめていきたいと思いますので，よ ろしくお願いします。
（拍手）
議
長 福田委員，よろしくお願いいたします。職務代理については変更がないので引き続き私が務めさせていただきます。

それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
（午後2時25分 閉会）

令和 4 年 7 月 20 日
$\qquad$

